

パネル討論 資料

【1】 新アジェンダ連合を代表したメキシコ（10月4日）

「一つ注目されるのは核兵器禁止条約体制の強化だ。核兵器禁止条約を普遍化する積極的な措置が取られ、昨年ウィーンで採択された行動計画が実践されている。〔……〕第二回締約国会議に、締約国としてでもオブザーバー国としてでも、参加することをすべての加盟国に奨励する」

【2】 ニュージーランド（10月2日）

「それでも避けられない事実がある。すなわち、核兵器が存在すれば、意図的であれ、判断ミスであれ、事故であれ、使われる危険があるということだ。〔……〕いくつかの国が核抑止の重要性ということをしつこく主張していることが結局は、他の国々が核兵器を持つという核拡散にさらにつながってしまうのではないか。〔……〕ニュージーランドはすべての国々に核兵器禁止条約への参加を呼び掛ける。この条約に参加することこそ、核兵器への反対と核兵器のない世界を達成するという約束のもっとも明瞭なメッセージだ」

【3】 オーストリア（10月4日）

「核による脅し、核兵器を使う準備と真実性があるということ、これが核抑止力と大量破壊の脅迫に基づく国際安全保障のまさに本質だ。これは安全保障の持続可能なアプローチではないし、受け入れることもできないし、合法的なものでもない。それは核兵器を持つ者の安全保障をほかのすべての人々の安全保障の上に置くものだ。〔……〕核兵器禁止条約はパラダイム・シフト〔当たり前だった認識や価値観が大きく変革されること〕を象徴している。〔…〕われわれは、すべての国々に核兵器禁止条約への署名と批准を求める」

【4】 核兵器禁止条約の参加国を代表したメキシコ（10月13日）

「われわれは、核兵器を禁止する法的拘束力のある体制の確立は、核軍拡競争を防ぎ、核軍縮を達成するうえで必要かつ効果的な手段だと再確認する。禁止は、核兵器の後戻りできない、検証可能で透明性のある廃絶への基本的な一歩だ。それは、核不拡散条約（NPT）の目的に沿って、また国連憲章の原則と目的に従って、また国際人道法を支持する形で核兵器のない世界を達成し、維持するために必要だ。われわれは、核兵器の全面禁止が核拡散を防ぐもっとも効果的な法的手段であり、核兵器禁止条約はこうした目的の具体化であると確信している」

【5】 カザフスタン（10月5日）

「核軍縮の前進の欠如にいら立ちが広がっていることを認識している。〔……〕法的拘束力のある枠組みがなく、核軍縮の約束を実行するペースが遅いなか、核兵器禁止条約の採択は、

核不拡散条約（NPT）第6条の全面実施に向けた前進をつくるための非核保有国による一歩だ。われわれは、他の発言者とともに、核兵器禁止条約とNPTが相互に両立し、強化しあうという集団的な確信を、改めて主張する」

【6】日本（10月5日、16日）

「G7広島ビジョンは核兵器のない世界に向けて進む確固とした土台を提供した」「NPT体制の維持と強化は国際社会全体の利益になる。日本は『ヒロシマ・アクション・プラン』に沿って現実的で実際的な努力を続ける」

【7】ブラジル（10月10日）

「国連総会とこの委員会〔第1委員会〕は、おもに未来へと目を向けている。ここでわれわれは、将来の安全保障上の脅威を避けるために、概念や規範の枠組みをつくることになっている。〔……〕第1委員会はもっと野心的になれるし、そうなるべきだ。われわれの前にある課題を認識しつつ、現在の安全保障上の環境についての認識にあまりにも厳しく縛られて視野を狭めるべきではない。逆に、われわれが毎年ここに集まる理由はまさに、もっと平和的で、安定し、予測可能で、武装を解いた安全保障環境をつくろうと試みることにある」

◆市民社会の役割について

◎核兵器禁止条約の参加国を代表したメキシコ（10月13日）

「核兵器使用の人道上の結末について理解を広げ、深める議論に参加することはすべての国々の利益になる。この課題に赤十字国際委員会（ICRC）と市民社会が引き続き取り組んでいることを歓迎する」

◎マルタ（9月26日：核兵器全面廃絶国際デー）

「市民社会と女性の平和運動が軍縮において果たす重要な役割について認識する」

◎ガイアナ（9月26日：同上）

「われわれ自身が、核兵器を廃絶する利点について学び直し、市民に知らせねばならない。市民社会が果たしている重要な役割を認識する。この点でわれわれは市民社会との協力を続けていく」

（以上）